

第1 知事・副知事業務の総合調整

<知事室秘書課>

1 秘書関係業務の実施

知事及び副知事の秘書業務や知事公館の維持管理（総務部総務課主管分に属することを除く）を行います。

第2 広報広聴活動の推進

<知事室広報広聴課>

道民の道政への理解と参加を促すとともに、北海道の多様な魅力を道内外へ積極的に発信するため、様々な媒体・手法を用いて、効果的な広報広聴活動を推進します。

また、各種調査を通じた広報活動の検証をもとに、より効果的な広報のあり方を検討し、取組に反映します。

1 広報活動の推進

庁内横断的かつ重点的なテーマや喫緊の課題について、広報広聴連絡会議で協議し、次の3つの視点を踏まえて庁内連携のもと効果的・効率的に道政情報や北海道の魅力を発信します。

- 計画的・効果的な情報発信
各媒体の特性を踏まえて計画的・効果的に情報を発信します。
 - ・年間予定や中長期的な視点を踏まえた、計画的で重点的な広報の推進
 - ・複数の広報媒体を組み合わせ、共通のテーマを集中的に発信
 - ・各媒体の特性を活かし、相互補完（連携）しながらより深い情報を発信
- 地域情報等の発信強化
道民の道政への関心を高め、道政への理解と参加を促進するとともに、地域への愛着を醸成するため、地域にとって、より身近な話題や情報を発信します。
 - ・広報紙などの主要媒体における地域の取組や魅力の発信
 - ・地域の動きをわかりやすく伝える動画コンテンツの充実
- 情報発信の環境提供
職員が主体的、効率的に道政情報や道内の魅力を発信できる環境を提供します。

(1) 自主広報媒体の効果的な活用

① 情報の認知

道の重点政策や各事業を広く道民に伝えるため、ターゲット層に合わせて、共通のテーマを複数の広報媒体を組み合わせて発信するなど、情報への接触機会の増加を図ります。特に、若い世代に向けた情報発信力を強化します。

② 情報の深化

広く情報を伝えたいものは広報紙で、詳細に情報を伝えたいものはホームページで、ビジュアルで伝えることが効果的なものは動画で、即時性を求めるものはSNSといった、各広報媒体の特性を踏まえた効果的な情報発信を行うとともに、媒体間で相互補完（相互誘導）しながら、さらに深く情報を提供します。

(2) 企業等との協働広報の推進

民間企業等との協働による広報を推進するとともに、企業の広報媒体から道のホームページへの誘導など道の自主広報媒体と連携させた取組を展開します。

(3) 市町村との連携

北海道全体として、より効果的に情報発信を行うため、市町村と連携を図りながら道政情報や地域の魅力などを発信します。

(4) メディアプロモーションの推進

本道の魅力や強み、道の取組について、道外への効果的な情報発信を行うため、メディアへの露出機会の獲得に向け、首都圏のメディアへの積極的なプロモーションを実施します。

(5) パブリシティ活動の推進

新聞・テレビなどのマスメディアに対して、報道素材を積極的かつ的確に提供することにより、道内外に道政情報や北海道の魅力を発信します。

2 広聴活動の推進

道民の意向や地域ニーズを的確に把握し道政に反映させるため、あらゆる手段や機会を通じ、広聴活動を実施します。

総合振興局長及び振興局長は、地域に出向く機会を活用し様々な分野の人たちとの対話や懇談会等の実施に努めます。

(1) 対話広聴

- ① 各種会議、懇談会、行事等の開催時
- ② 事業所、施設等の訪問時
- ③ 現地視察時等

(2) 調査広聴

アンケート調査、実態調査等

(3) 意見募集等

ホームページの活用、パブリックコメント手続等

3 その他広報広聴活動の推進

(1) 外部委員による北海道広報広聴推進会議を定期的で開催することにより、道民目線に立った広報広聴活動の推進を図ります。

(2) 各種会議など様々な機会を通じて、全庁的な広報広聴活動の円滑な推進に努めるとともに、職員一人ひとりが広報・広聴パーソンとして道政情報をわかりやすく伝える能力を高めるため、広報媒体の活用や報道対応のスキルアップに向けた研修などの取組を実施します。

第3 道民の権利利益の保護及び道政相談の充実

＜知事室道政相談センター＞

1 苦情審査委員制度の運用

平成11年6月からスタートした苦情審査委員制度は、開かれた道政を一層推進するため、簡易迅速に道民の権利利益の保護を図り、道民の道政に対する信頼をより確かなものにするを目的としており、この制度の適正な運用を行います。

【苦情審査委員制度の概要】

機 関 名	北海道苦情審査委員	定 数	2 名	施行日	平成11年6月7日
所掌事項	①道の機関の業務の執行に関する苦情の審査をすること。 ②道の機関の業務に関し、その是正又は改善の措置を講ずるよう勧告し、制度の改善を求める意見の表明をすること。 ③勧告、意見の表明等の内容を公表すること。				
対象要件	①道政に関して自己の利害があるもの。 ②一定の期間内(1年)の事案であること。 (ただし、判決等により確定した事項、裁判所で係争中の事項、議会に請願・陳情中の事項などは除く。)				
対象機関	道の機関(ただし、議会、公安委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会を除く。)				
公 表	①勧告、意見表明の内容 ②勧告に対する措置の報告 ③四半期ごとの活動状況				
申立件数	R元年度 13件 R2年度 11件 R3年度 7件 R4年度 22件 R5年度 21件※				

※R5年度は令和6年2月末現在の件数

2 公益通報者保護制度の運用

平成18年4月1日から施行された公益通報者保護法について、広く道民に周知するとともに、「公益通報処理に関する要綱」により知事への通報窓口として円滑な運用を行います。

【公益通報の処理状況】

年 度	受理件数	受理のうち調査件数	調査のうち措置件数
R元年度	5 件	2 件	1 件
R2年度	3 件	0 件	0 件
R3年度	2 件	2 件	0 件
R4年度	5 件	4 件	2 件
R5年度※	4 件	1 件	0 件

※R5年度は令和6年2月末現在の件数

3 道政相談の充実

広く住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会等を庁内各部局との連携を密にして対応するとともに、道民に身近な各種相談窓口等をインターネット上で紹介することにより、道政相談の充実を図ります。

【道政相談の受付状況】

年 度	全道の受付件数	うち当センター受付件数
H30年度	5,237 件	4,652 件
R元年度	9,395 件	8,488 件
R2年度	22,357件	21,079件
R3年度	29,071件	17,567件
R4年度	25,407件	6,706件
R5年度※	21,003件	4,507件

※R5年度は令和6年2月末現在の件数

第4 道の重要政策の総合的な企画・調整

<政策局参事>

1 重要政策の総合調整

道政運営上の重要事項に係る協議、庁内の情報共有等を行うため、庁議を開催するなど、各部と連携を図りながら、道の重要政策に関する総合調整を行います。

2 重点的に取り組む政策の立案

当面する道政課題に適切に対処できるよう、政策検討の基本方針を策定し、これに基づく政策の立案を促すとともに、知事と関係部局によるディスカッションの場を設けるなど、課題認識や政策の方向性を共有することで、効果的で体系的な政策を構築します。

なお、令和6年度（2024年度）の重点政策は、「安心して住み続けられる地域に」「北海道の魅力の世界へ」の2つの視点からとりまとめました。

3 政策課題解決に向けた庁内検討機能の有効活用

多様化・複雑化する政策課題への迅速な対応と職員の政策開発能力向上を図るため、庁内から社会経済情勢を踏まえた政策課題に関する提案を募集・選定し、若手職員による政策検討チームを設置して政策の実現を図る「政策開発推進事業」を推進します。

第5 官民連携の推進

<官民連携推進局>

1 「ほっかいどう応援団会議」などを通じた官民連携の推進

複雑・多様化する地域課題の解決を図るためには、民間の有する知恵やノウハウを取り入れながら、北海道の総力を結集し、一丸となって取り組むことが重要です。

このため、北海道を応援したいという企業や団体、個人のネットワークである「ほっかいどう応援団会議」を立ち上げ、知事や市町村長がトップセールスを行う「応援セミナー」の開催のほか、道や市町村の支援ニーズを取りまとめた事例集を活用した積極的な企業訪問や官民交流サロン「CONNECT」におけるマッチングイベントの実施など、様々な機会を通じて北海道全体への支援を呼びかけることで、包括連携協定等に基づく協働事業や、ふるさと納税をはじめとする資金支援など、幅広い手法による官民連携の取組を推進しています。

2 ふるさと納税の推進

地域の魅力発信や関係人口の創出・拡大につなげるほか、政策推進の貴重な財源ともなる「ふるさと納税」を、道及び道内市町村がより一層活用し、地域の活性化につなげられるよう取組を推進していきます。

3 地域おこし協力隊の確保・定着に向けた取組支援

現在、全国で最も多くの地域おこし協力隊員が活動する本道において、隊員の更なる確保と任期後の定住・定着を図るため、「地域おこし協力隊サポート推進室」において、隊員と市町村に対し、募集から任期終了までの各段階における支援を強化していきます。

第6 北海道総合計画等の推進・国費予算に関する総合調整

<計画局計画推進課>

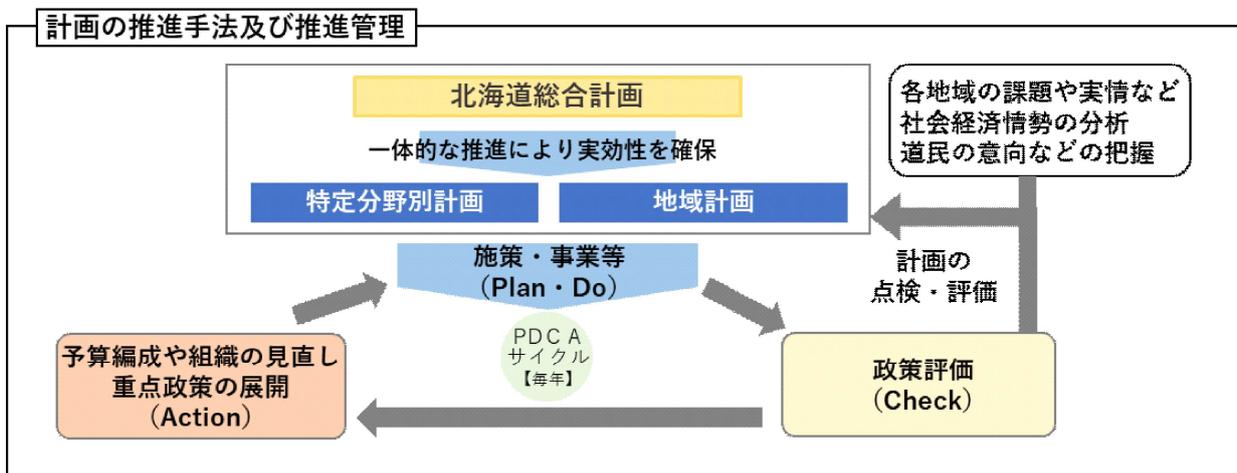
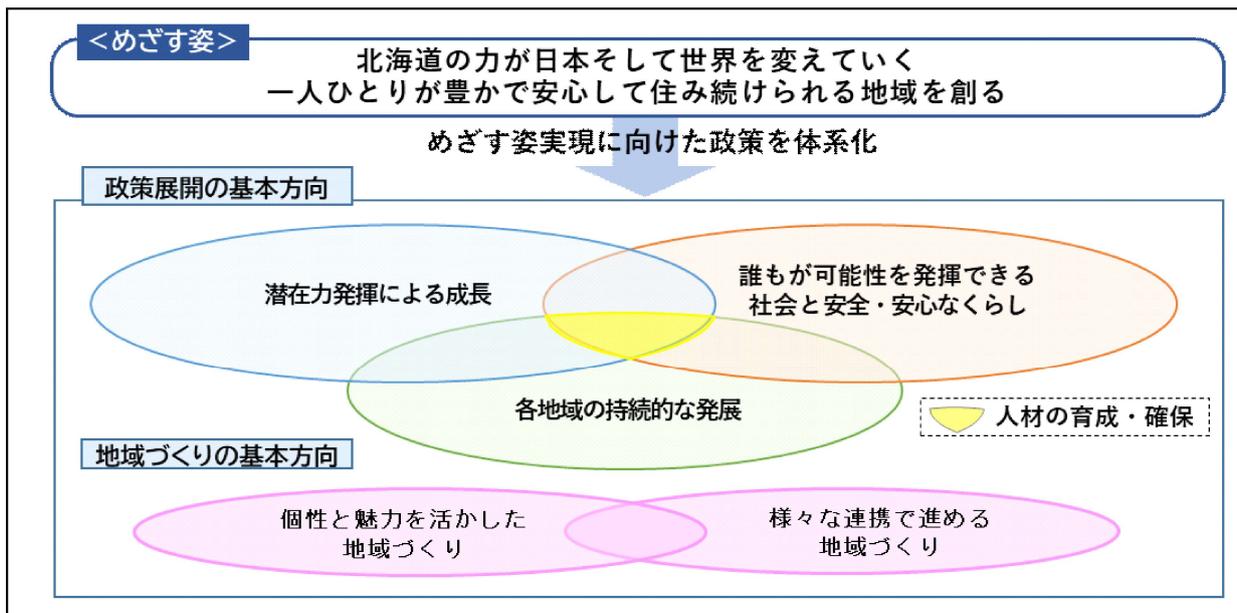
1 新たな総合計画（令和6年度(2024年度)から概ね10年間）の策定と推進

北海道では、不安定な国際情勢を背景に、エネルギーの安定的な供給や食料・経済の安全保障が課題になるなど、社会や経済の大きな変化に直面するとともに、人口減少・少子高齢化の進行により、地域の暮らしや経済を支える担い手の不足といった課題も深刻化しています。

こうした中、道内各地域、そして北海道が持続的に発展していくためには、本道の特性や食、観光、再生可能エネルギーなどのポテンシャルを力に変え、様々な変化を捉えて、国内外の新たな需要を取り込みながら、魅力ある地域を創り上げていくことが重要であるため、道民や市町村をはじめ多様な主体と連携し、共に行動していくための指針として、新たな総合計画を策定することとし、令和6年（2024年）夏頃を目途に決定できるよう取組を進めています。

新たな総合計画では、北海道のめざす姿として、「北海道の力が日本そして世界を変えていく・一人ひとりが豊かで安心して住み続けられる地域を創る」を掲げ、その実現に向けて「政策展開の基本方向」と「地域づくりの基本方向」を位置付け、これに沿って政策を推進することとしています。

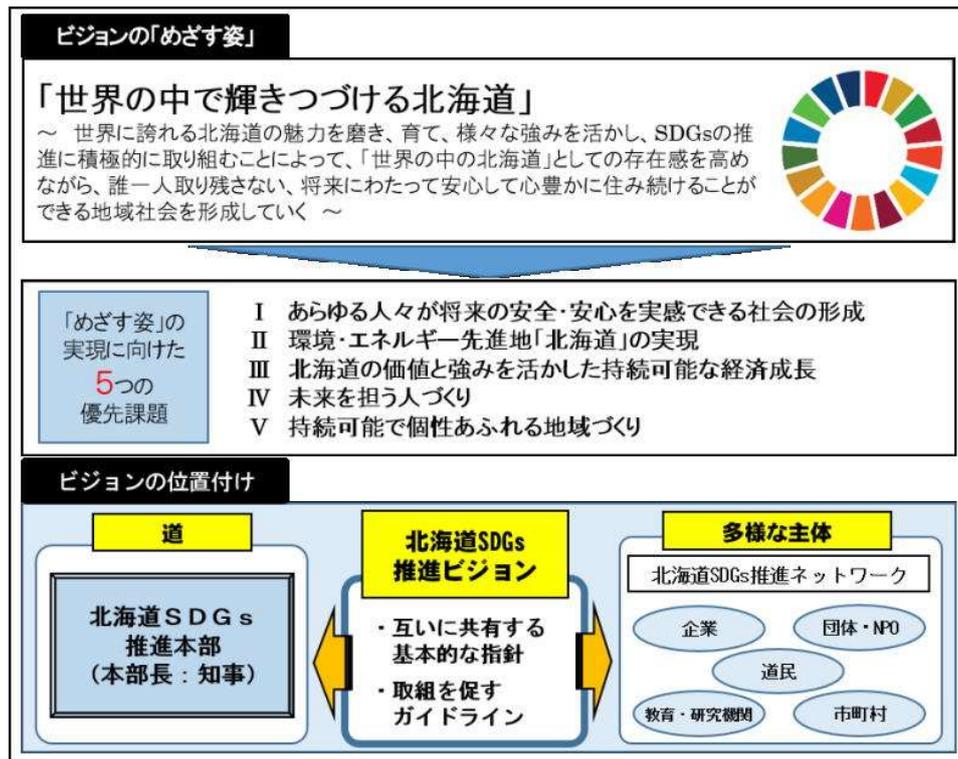
計画の推進に当たっては、職員一人ひとりが計画の趣旨・内容を理解し、共通認識の下、各地域の方々と直接対話を行うなど地域の課題や実情を的確に把握し、市町村等と連携を強めるとともに、全庁横断的な北海道総合計画推進本部により、庁内が連携し、総合力を発揮しながら、特定分野別計画や地域計画など関連する計画と一体的に推進し、実効性を確保します。



2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に取り組む国際社会全体の目標であり、道ではこれまで、基本的な指針となる「北海道SDGs推進ビジョン」の策定や2,400を超える多様な主体が登録する「北海道SDGs推進ネットワーク」の運営、SDGs未来都市計画の推進、セミナーの開催等による普及啓発などに取り組んでいます。

引き続き、各種計画へのSDGsの要素の反映や関連施策の着実な実施はもとより、各地域における連携・交流を推進するセミナーの開催や市町村のSDGs推進支援、企業等の取組に対する支援のほか、多様な主体と連携した普及啓発などを通じ、様々な主体や世代にSDGsを広く浸透させながら、持続可能な地域づくりに向けた取組を推進します。



3 北海道政策評価条例に基づく政策評価の実施

総合計画の政策体系に沿った施策やそれを構成する事務事業についてPDCAサイクルにより評価を行う基本評価、基本評価を補完する公共事業評価など、北海道政策評価条例に基づく政策評価を実施し、総合計画の推進管理や毎年度の重点政策の展開、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備などに反映します。

4 国の施策及び予算に関する提案・要望

人口減少や北海道の強靱化など本道が直面する喫緊の課題に関連する国の施策の推進や制度の創設・改正、北海道開発予算等に関連する重点事項について、国等に対し、機動的・効果的な提案・要望を行います。

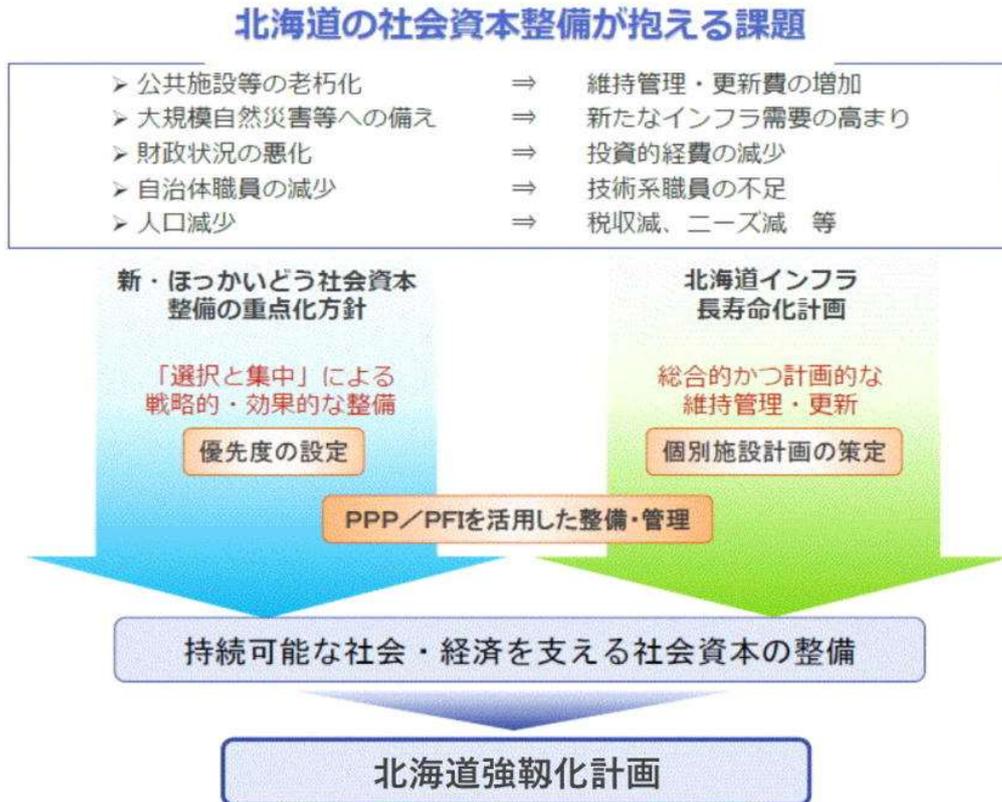
5 北海道特定特別総合開発事業の推進

北海道総合開発計画の効果的な推進を図るため、国が設定した特定テーマ「食、観光、ゼロカーボン北海道を担う生産空間の維持・発展」、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等の大規模災害への対応」、「北方領土隣接地域における魅力ある地域社会の形成」及び「地域の強みを活かした成長産業の育成・振興」に基づき、基幹的な事業を機動的・重点的に推進します。

6 社会資本整備の推進

財政状況が厳しい本道において、公共施設、インフラの老朽化が課題となる中、本道にとって必要な社会資本整備を着実に進めるための方針である「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」や道有施設の老朽化対策の基本的な方針である「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備を推進し、本道の強靱化に取り組めます。

また、その手法の一つとして、多様なPPP/PFI手法の導入を促進します。



7 北海道強靱化計画の推進

北海道強靱化計画に基づき、大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守るとともに、本道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献するための施策を総合的かつ計画的に推進します。



1 土地水対策の総合的推進

総合的かつ計画的な土地利用を図るため、各種土地利用計画の調整や土地取引の規制など、国土利用計画法に基づく諸対策を積極的に推進します。

(1) 土地水対策の総合調整等

北海道土地・水対策連絡調整会議等の適切な運営により、土地水対策の総合調整に努めるとともに、関連する施策等の推進に取り組みます。

(2) 国土利用計画（北海道計画）の管理及び市町村計画に対する助言等

国土利用計画（北海道計画）は、道土の総合的かつ計画的な利用を推進するための長期計画であり、道土の利用に関する行政上の各種計画の基本となるものです。

このため、道土利用の現況把握に努めるなど、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう計画の管理を行います。

また、この計画を基本として策定される国土利用計画（市町村計画）に対して必要な助言を行います。

(3) 土地利用規制等対策の推進

① 土地利用基本計画の管理等

北海道土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては土地の利用目的が適正なものであるかどうかの判断基準となるものです。

このため、計画の管理に当たっては、各種土地利用計画との調整を図るなど、適切な土地利用の推進を図ります。

② 土地取引届出制度の推進

一定規模以上の土地取引について、届出（事後届出制度）を受け、必要に応じて指導・助言等を行い、適正な土地利用を図ります。

③ ゴルフ場の開発規制

ゴルフ場の開発については、「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」（平成2年11月15日施行）に基づき、自然環境の保全、良好な生活環境の確保や災害の防止を図り、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

④ 千歳川流域水害対策

千歳川流域の水害対策については、令和5年10月に設置された千歳川流域水害対策協議会において、国や関係自治体等と連携して取り組みます。

(4) 地価調査の実施

道内市町村における基準地についての鑑定評価を行い、標準価格を判定し、9月下旬に公表します。地価調査の結果は、土地取引の届出に係る価格審査等の規準とするとともに、一般の土地取引価格の指標としても活用されています。

2 水資源の保全に関する取組の推進

(1) 北海道水資源保全条例の制定

本道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関する施策を総合的に推進する条例を全国に先駆けて制定し、平成24年4月から施行しています。

本条例では、市町村長の提案により、「水資源保全地域」を指定して、適正な土地利用・取引を助言しています。

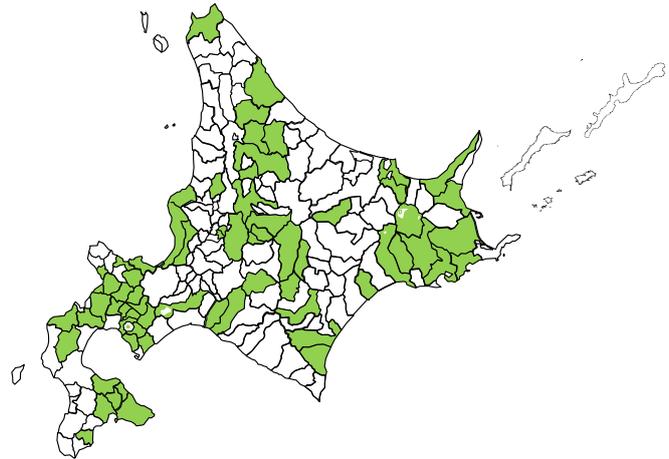
これにより、売主は、契約の3か月前までに、土地の所在や面積、利用目的などを事前に知事に届出を行うことが必要になります。

「水資源保全地域」の指定市町村

〈R6.4.1現在

66市町村、186地域、約130.398ha〉

振興局名	市町村名(地域数)
空知	芦別市(1) 歌志内市(1) 上砂川町(1) 沼田町(1)
石狩	千歳市(1) 石狩市(6) 当別町(1)
後志	小樽市(2) 島牧村(1) 黒松内町(17) 蘭越町(1) 二セコ町(12) 真狩村(2) 留寿都村(3) 喜茂別町(3) 京極町(1) 倶知安町(4) 共和町(4) 岩内町(1) 泊村(1) 余市町(1) 赤井川村(1)
胆振	登別市(2) 伊達市(6) 壮瞥町(1) 厚真町(1) 洞爺湖町(1) むかわ町(11)
日高	指定区域なし
渡島	函館市(13) 北斗市(6) 知内町(2) 七飯町(3) 鹿部町(1) 森町(2)
檜山	今金町(1)
上川	旭川市(4) 士別市(1) 名寄市(1) 美瑛町(1) 上富良野町(4) 中富良野町(2) 占冠村(4) 和寒町(4) 下川町(2) 美深町(2)
留萌	増毛町(2)
宗谷	稚内市(1) 枝幸町(3)
オホーツク	網走市(1) 置戸町(1) 斜里町(1) 大空町(2)
十勝	帯広市(2) 鹿追町(1) 新得町(5) 清水町(1) 大樹町(2) 広尾町(3)
釧路	釧路市(1) 厚岸町(7) 浜中町(1) 標茶町(7) 弟子屈町(5) 鶴居村(10)
根室	別海町(1) 標津町(1)



(2) 水資源保全地域の公有地化の促進

- ① 水資源を確実に守るために、水資源保全地域内の民有地を市町村が買い取って保全する「公有地化」を促進しており、地域づくり総合交付金により支援します。
- ② 「企業版ふるさと納税」による企業からの支援を受けて市町村への財政支援措置を拡充し、北海道の水資源保全地域の公有地化等を加速させます。



3 水の有効利用の推進等

水の有効利用を推進するため、国土交通省が主唱する「水の日」（8月1日）、「水の週間」（8月1日～7日）の協賛行事として、水の重要性をテーマにした「全日本中学生水の作文・北海道地方コンクール」を実施し、優秀作品の知事表彰を行い、これらの作品を中央審査の対象作品として推薦するなどの啓発活動を行うほか、国土交通省の委託による道内の水需給の動向等に関する調査を行います。

第8 統計調査の実施

＜計画局統計課＞

1 統計調査の実施

統計法に基づく基幹統計調査等（4省12調査）及び道単独統計調査（1調査）を次のとおり実施し、統計資料の整備を図ります。

〔総務省所管統計調査〕

調査名	目的	調査時期、調査対象数等
令和7年国勢調査第3次試験調査	令和7年国勢調査の調査方法、調査事務等についての最終的な検証を行う。	6月19日 約550世帯
令和8年経済センサスー活動調査試験調査	令和8年経済センサスー活動調査の実施計画策定に必要な基礎資料を得る。	10月1日 約560事業所
経済センサスー基礎調査（乙調査）	国及び地方公共団体の事業所の基本構造を明らかにするとともに、事業所母集団データベースの整備に資する。	6月1日 (経済センサスー活動調査実施年を除き毎年) 約7,700事業所
令和6年全国家計構造調査	世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を明らかにする。	10月～11月の2か月 約3,700世帯
労働力調査	我が国における就業及び不就業の状態を明らかにし、国の経済政策や雇用対策などの基礎資料を得る。	毎月末日（12月は26日） 約3,000世帯
小売物価統計調査	国民の消費生活上重要な商品の小売価格及びサービスの料金及び家賃を調査し、消費者物価指数その他物価の動向及び構造に関する基礎資料を得る。	毎月 約800事業所・ 約1,200世帯
家計調査	国民生活における家計収支の実態を把握して、諸種の経済及び社会問題等に処する各種の施策立案の基礎資料を得る。	毎月 318世帯

〔文部科学省所管統計調査〕

調査名	目的	調査時期、調査対象数等
学校基本調査	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。	5月1日（毎年） 約2,800校（園）
学校保健統計調査	幼児、児童及び生徒の発育、健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得る。	4～6月（毎年） 207校（園）

〔厚生労働省所管統計調査〕

調査名	目的	調査時期、調査対象数等
毎月勤労統計調査	賃金、労働時間及び雇用について、毎月の変動を明らかにし、労働及び経済施策の基礎資料を得る。	毎月末日 約1,200事業所
毎月勤労統計調査特別調査	小規模事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態について明らかにし、労働及び経済施策のための基礎資料を得る。	7月31日（毎年） 約900事業所

〔農林水産省所管統計調査〕

調査名	目的	調査時期、調査対象数等
2025年農林業センサス	農林業・農山村の基本構造の実態を明らかにし、農林業施策に必要な基礎資料を得る。	2月1日（5年ごと） 約38,000農林業経営体

〔北海道単独統計調査〕

調査名	目的	調査時期、調査対象数等
北海道住民基本台帳人口移動報告	道内の地域別の人口移動状況を明らかにし、各種施策の基礎資料を得る。	3、6、9、12月末日 179市町村

2 調査結果の公表及び統計の普及啓発の推進

各種統計調査の結果を広く一般の利用に供するため、国と連携を図りながら調査結果の公表を行います。また、統計の普及啓発を推進するため、統計功労者の表彰、統計職員の研修等に取り組みます。

(1) 調査結果の公表

道をはじめ、各機関が公表している各種統計を収録した出版物を刊行するとともに、オープンデータとしてホームページで公開します。

ア 出版物の刊行

北海道ポケット統計	3月
北海道統計書	3月

イ ホームページでの公開

上記アに掲げる刊行物	
各種統計調査の結果	随時更新

(2) 統計の普及啓発

ホームページなどを活用し、統計の普及啓発に努めるほか、国や関係機関と連携を図りながら、統計グラフに係るコンクールを行います。

ア 各種統計情報

イ 統計グラフ全道コンクール

(3) 統計功労者の表彰

北海道表彰規則に基づき、北海道社会貢献賞を贈ります。

表彰者	統計調査に従事した年数が30年に達した統計調査員
-----	--------------------------

表彰時期	10月（予定）
------	---------

表彰式開催場所	札幌市（予定）
---------	---------

(4) 統計業務研修の実施

統計に関する知識を深め、統計業務の円滑な遂行を目的として、次の研修会を開催します。

<統計職員業務研修>

統計事務に従事する道及び市町村職員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：基礎研修	5、7月	Web研修
-----------	------	-------

専門研修	11、2月	Web研修
------	-------	-------

<都道府県別登録調査員研修>

統計調査に従事する登録調査員に業務上必要とされる知識及び技能を習得させ、もって統計機能の充実強化に資する。

開催場所：2月	札幌市	(1回/1日間)
---------	-----	----------

本道の持続的発展を図るため、「世界の中の北海道」という視点に基づき、市町村や国際交流団体、関係団体、企業などと連携を図りながら、姉妹友好地域等との経済や教育、文化といった幅広い分野での交流や多文化共生の取組など国際化施策を戦略的に推進します。

1 グローバル戦略の推進

ウクライナ情勢をはじめ国際情勢が大きく変化中、変化で生じる様々なグローバルリスクや新たなビジネス等の機会に迅速かつ柔軟に対応するため、「北海道グローバル戦略」に基づき、食や観光といった経済分野をはじめ、教育、文化等の取組を連携させるなど、情勢変化に対応した国際関連施策の戦略的・効果的な展開を図ります。

2 外国人にも暮らしやすい地域づくり

道民と外国人が互いの文化や生活習慣などを理解・尊重し合うことができる多文化共生社会の実現に向けて、多言語による相談対応の充実、日本語学習に意欲がある外国人に日本語学習を提供できる体制の構築及び地域における外国人対応力の向上、さらには災害時の多言語支援に取り組む等、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」づくりを進めます。

3 海外との交流の推進

姉妹友好提携を締結している6カ国10地域と、経済、教育、文化などの様々な分野での交流の活性化を図ります。

また、令和6年は北海道からブラジルへの移住105周年及びパラグアイへの移住85周年にあたることから、記念式典への出席、移住功労者の表彰・激励、若い世代を含めた交流等を実施するとともに、オンライン等、多様なコミュニケーション手法を活用しながら、これまでに培ってきた様々な国や地域とのネットワークの拡大・維持に取り組みます。

4 ロシアとの友好・経済交流の推進

ロシアとの交流を戦略的に推進するための包括的な基本方針となる「北海道・ロシア地域間交流推進方針（2020年6月策定）」を基に、ロシアを巡る国際情勢なども注視しながら、対応を検討します。

5 関係機関・団体等と連携した国際関係施策の推進

北海道の地域国際化協会である公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターへの支援をはじめ、在札幌総領事館や友好交流団体、JICA北海道、大学、海外道人会などと連携し、多様な国際交流の推進や本道が持つ寒冷地技術などを活用した国際協力を推進するとともに、北朝鮮による拉致問題の早期解決に向けた政府の取組を後押しするため、各種啓発事業を通じた意識啓発に取り組めます。

また、北海道洞爺湖サミットをはじめ、2019年に開催されたG20観光大臣会合等や2023年のG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合等の国際会議の開催実績を踏まえ、本道の活性化に向け、国・市町村・関係機関と連携しながら、国際会議の誘致に取り組めます。

6 人材の育成

語学指導等外国青年招致事業（JETプログラム）により国際交流員（CIR）を受け入れ、国際交流の推進を図ります。

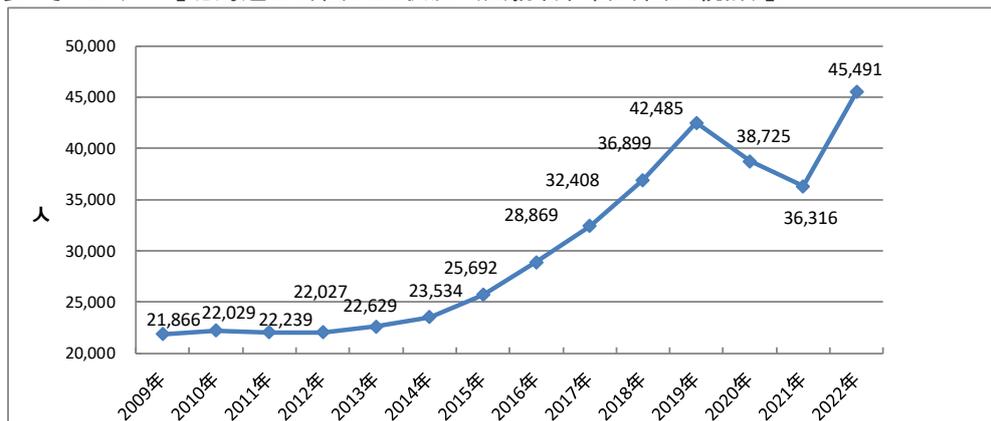
7 旅券の発給

旅券の発給申請の受理及び旅券の作成・交付事務を行うとともに、旅券の作成を除く事務の市町村への権限移譲の促進に努めます。

8 北海道未来人材応援事業の実施

北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るために、平成28年12月に創設した「ほっかいどう未来チャレンジ基金」を活用して、本道の学生や社会人に対し、海外留学や海外研修、国際大会参加経費等の助成事業を実施します。

(参考1) 【北海道の外国人の状況(法務省在留外国人統計)】



(参考2) 【北海道の姉妹友好交流地域の概要】

区分	カナダ・アルバータ州	中国・黒竜江省	アメリカ・マサチューセッツ州
提携日	<姉妹提携>1980年9月5日	<友好提携>1986年6月13日	<姉妹提携>1990年2月7日
位置	北緯49~60度 西経110~120度	北緯43~53度 東経121~135度	北緯42~43度 西経70~73度
面積	661,185km ²	473,000km ²	27,336km ²
人口	4,464千人(2021年)	31,850千人(2020年)	6,985千人(2021年)
州・省都	エドモントン市	ハルビン市	ボストン市
気候	湿度が低く地域や季節によってかなりの格差がある。	寒温帯から温帯に位置し、冬は寒さが厳しく、夏が短い。	暖流の影響で緯度が高い割には気候は温暖。
産業	・豊富な天然資源(石油・オイルサンド・天然ガス)による資源供給型の経済構造で、主な産業は、石油・ガス、石油化学、農産物・食品等。 ・アルバータ州の石油可採埋蔵量は1,968億バレル(2021年)。	・中国最大の食糧基地で畜産も盛ん。 ・中国最大の森林区で良質の木材の供給基地。 ・河川、湖水を利用した内水面漁業が盛ん。	・全米でも有数のIT・バイオ産業の集積地。 ・大学・大学院の集積地でもあり、産学連携による産業育成が盛ん。 ・クランベリー生産量は全米2位。
区分	ロシア・サハリン州	韓国・釜山広域市	韓国・慶尚南道
提携日	<友好・経済協力提携>1998年11月22日	<交流趣意書>2005年12月14日	<交流趣意書>2006年6月7日
位置	北緯45~55度 西経141~145度	北緯34~35度 東経128~129度	北緯34~35度 東経127~129度
面積	87,100km ²	769km ²	10,532km ²
人口	486千人(2021年)	3,392千人(2020年)	3,340千人(2020年)
州・省都	ユジノサハリンスク市	—	昌原(チャンウォン)市
気候	冬は寒冷。南西部はやや温暖で、北海道に近い。	夏冬の気温差が少ない海洋性気候。	北西の山脈が冬の季節風を防ぐため、温暖な気候。
産業	・石油・ガス・石炭などのエネルギー資源が豊富。 ・海洋資源が豊富で水産業が盛ん。	・韓国第一の港湾、釜山港を核とした物流の拠点。 ・漁業、水産加工業、都市近郊の園芸農業が盛ん。	・温暖な気候を生かした野菜、果樹栽培が盛ん。 ・航空、造船、家電製品等の工場が立地。
区分	韓国・ソウル特別市	タイ王国・チェンマイ県	韓国・済州特別自治道
提携日	<友好交流協定>2010年10月15日	<友好関係協定>2013年2月26日	<友好協力協定>2016年1月12日
位置	北緯37度 東経126度	北緯18度 東経98度	北緯33~34度 東経126度
面積	605km ²	20,107km ²	1,849km ²
人口	9,668千人(2020年)	1,784千人(2020年)	676千人(2020年)
州・省都	—	チェンマイ市	済州(チェジュ)市
気候	大陸性の気候で、緯度の割に冬の寒さが厳しい。	熱帯性気候で、乾季、雨季、雨季の3つの季節がある。	韓国では最も温暖な気候だが、冬は風が強く、南北で気温差が大きい。
産業	・食品加工、繊維、化学、印刷のほか、観光、デザイン、コンベンション、デジタル産業、R&D等の発展が著しい。	・農業を中心とする第一次産業の割合は20%以下で、チェンマイ市での観光業を中心とする第三次産業の割合が70%以上となっている。	・柑橘類などの農業、鉱物資源とその関連工業などがあるが基幹産業は観光業。
区分	アメリカ・ハワイ州		
提携日	<友好交流協定>2017年5月8日		
位置	北緯18~29度 東経154~162度		
面積	16,634km ²		
人口	1,442千人(2021年)		
州・省都	ホノルル市		
気候	熱帯気候。		
産業	・世界有数の観光先進地。		

第10 「北海道Society5.0」の実現に向けた取組の推進 <次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課>

1 「北海道Society5.0推進計画」

(1) 計画の概要

道では、IoTやビッグデータ、AIなどの未来技術の活用を一層推進し、本道が抱える様々な課題を解決するとともに、感染症や気候変動に伴う大規模自然災害の頻発化などといった不測の事態にも揺るがない北海道の強靱化、さらには、単に現状の課題を克服するだけでなく、様々な分野において、その取組や施策が有機的に連携し、本道の基幹産業である一次産業を始めとした産業競争力の抜本的な強化や地域社会の活性化、より質の高い暮らしを実現する「北海道Society5.0」の実現に向け、取り組むべき施策について、道民の方々や市町村、民間の事業者の方々と共有する指針を示すべく「北海道Society5.0推進計画」を策定しました。

なお、本計画は「官民データ活用推進基本法」に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」として位置づけています。

2030年頃の北海道の未来社会「北海道Society5.0」

未来技術を活用した活力にあふれる北海道

- ◆ 未来技術を活用して道内の様々な課題を解決し道民生活の質を向上
- ◆ 未来技術の活用を前提とした社会・産業の変革を推進



(2) 施策の展開方向

本計画では、「北海道総合計画」のめざす姿『輝きつづける北海道』及び「北海道Society5.0構想」で描いた『未来技術を活用した活力にあふれる北海道』の実現に向け、「暮らし」、「産業」、「行政」の3つの分野に加え、横断的視点として「データの利活用」、そしてそれらを支える「基盤整備」を施策の柱として取組を推進します。

具体的な取組を推進するにあたっては、5つの柱ごとに中長期的な観点から2025年度（令和7年度）を目途に取り組むべき目標を定めています。

2 デジタルトランスフォーメーションの推進

(1) データ利活用の促進

オープンデータとして公開する行政データの拡充や機械判読に適したデータ形式での公開を進めるとともに、市町村におけるオープンデータの取組を支援・促進し、データの連携・活用を通じた道民サービスの一層の向上に努めます。

(2) 未来技術を活用した地域課題の解決

労働人口の減少が懸念される中、これまでの社会機能を維持しながら地域が抱える様々な課題を解決するため、AIやIoTなどの未来技術を活用した取組をより一層加速させます。

(3) 北海道におけるドローン利活用の推進

国の規制緩和により様々な分野におけるドローンの活用が期待されており、積雪寒冷、広域分散の地域特性を持つ本道のハンディ克服につなげていく取組を推進します。

(4) 市町村のデジタルトランスフォーメーションの支援

国が策定した「自治体DX推進計画」に基づき、市町村が2025（令和7）年度までに標準準拠システムへの移行対応などを支障なく進められるよう、国からの情報の共有や、国との調整、進め方の助言など、市町村への支援を行います。

(5) 電子自治体の共同化の推進

道と市町村等で構成する「北海道電子自治体共同運営協議会」と電子自治体を推進するための第3セクターである株式会社HARPとの連携の下、HARP構想*に基づき、共同利用型の電子申請、電子入札サービス等の利活用を促進するなど、市町村における共同利用型サービスの展開を図ります。

* HARP【ハープ】Harmonized Applications Relational Platform（調和型アプリケーション連携基盤）の略。
道と市町村が、効率的・効果的に共同アウトソーシング方式による電子自治体の取組を推進するもの。

(6) 情報通信基盤の整備

国と連携し、5Gのサービスエリアの早期拡大を促進するほか、公設光ファイバ等の民間への移行が円滑に進むよう、取組を促進します。

(7) マイナンバー制度の推進

マイナンバー制度について情報連携関連システムの安全管理措置を着実に講じるなど信頼性の確保に努めながら推進を図るとともに、マイナンバーカードの普及・利活用の拡大に向けて国や市町村と連携した取組を推進します。

3 施策の推進体制

道と国、市町村、産業界・学界、道民などの多様な主体が連携・協働し、「北海道Society5.0」の実現に向けた取組を効果的かつ効率的に推進します。

(1) 北海道Society5.0推進会議の運営

「北海道Society5.0」の早期実現に向けて、オール北海道での取組を進めるため、学識経験者や関係機関・団体、経済界、市町村などを構成員とした会議を設置・運営し、未来技術の地域実装やデータの利活用、デジタル人材の育成・確保などについて協議を行い、道民視点に立った施策の展開を図ります。

(2) 全庁的な取組の展開

全庁横断的な会議を設置・運営し、庁内各部との総合調整を図りながら、道庁が一体となって北海道Society5.0の実現に向けた施策を推進・展開します。

(3) 北海道顧問の任命

デジタル技術の利活用に関し豊富な経験と幅広い知見を有し、国の動向などに詳しい有識者を顧問として任命し、専門的な立場からの助言を受けながら、本道におけるデジタル化に向けた施策を推進・展開します。

(4) 道庁のデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を道庁の様々な業務やサービスに有効活用できる人材を計画的に育成・確保するため、令和4年11月に策定した「北海道職員のデジタル人材育成に関する計画」に基づく、デジタル人材の育成の取組を進めます。

(5) 北海道IT施策推進連絡会議（DOIT6）の運営

北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道農政事務所と道が、道内の情報化に関し連携して取り組むべき施策等について検討協議を行います。

(6) 地域情報化推進会議の運営

道内各地域において、地域の実情に即した情報化を推進するため、情報共有や意見交換等を行います。

第11 科学技術の振興

＜次世代社会戦略局科学技術振興課＞

本道の経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した持続的な社会の実現に寄与することを目指し、道では、国の大型プロジェクトを活用した研究開発拠点の形成や研究開発機能の充実など、科学技術の振興に取り組んでいますが、広大な本道において産業の振興を一層図るためには、各地域の様々な特性や政策課題を踏まえつつ、産学官金の関係者が強固に連携をとりながら、大学を核とした研究開発拠点の形成や、地域資源を活かした新事業・新産業の創出など、本道経済の自立化及び活性化に向けた取組を進める必要があります。

道では、本道の科学技術の振興に関する基本理念を定めることなどを目的に、「北海道科学技術振興条例」（平成20年4月施行）を都道府県としては初めて制定し、令和4年度には、自然科学と人文科学の連携のもとでの科学技術の一層の振興に向け、本条例を改正しました。

さらに、令和5年3月に、本条例に基づく科学技術の振興に関する基本的な計画を定めた「第4期北海道科学技術振興基本計画」を新たに策定し、この計画に基づき、産学官金等の協働の推進、知的財産の創造、保護及び活用などに取り組むことで、北海道における科学技術の振興を推進しています。

また、平成22年4月に道立試験研究機関を統合して設立した地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）の円滑な運営を支援します。

1 産学官金等の協働の推進

(1) 研究開発拠点の形成促進

道では、地域の課題解決や新産業の創出に向け、道内大学との緊密な連携・協力体制を構築し、国の大型プロジェクトの獲得や新規プロジェクトの発掘などを着実に推進しています。

このほか、産学官の連携によるリサーチ&ビジネスパーク構想を推進するため、（公財）北海道科学技術総合振興センターの機能を最大限活用して研究開発から事業化までの取組を一貫して支援するとともに、北海道大学等が実施している一次産業をスマート化しバイオブランドの確立を図る「地域バイオコミュニティの形成」や、少子化の克服や誰もが活躍できる地域社会の実現を目指す「共創の場形成支援プログラム」など関連するプロジェクトの支援を行います。

また、大学の研究シーズを産業創出に結びつけていくインキュベーション施設の入居者に対する支援を行います。

(2) 産学官の共同研究への支援

産学官の連携による科学技術の振興を推進するため、(公財)北海道科学技術総合振興センターと連携して産学官が行う科学技術の基礎的・先導的な研究や新技術の創出などに繋がる研究を支援するとともに、IoTやAI、ロボットなどの先端技術を活用した新たな取組の創出を図るため、道内大学、企業等による共同研究やその成果の製品化・事業化等の支援を行います。

(3) 研究交流の推進とコーディネート機能の充実

道内各地でのコーディネート活動を推進するため、産学官連携担当者等による全道産学官ネットワーク推進協議会を運営するとともに、大学等の研究機関、支援機関、金融機関のコーディネータの連携を図る、北海道コーディネータ・ネットワーク・フォーラムを開催します。

2 知的財産の創造、保護及び活用

本道において知的財産を戦略的に活用した新技術の創造と新産業の創出を図り、道内企業等の競争力強化を目指すため、知的財産の創造、保護及び活用からなる「知的創造サイクル」の確立を図る必要があります。そのため、道と北海道経済産業局が共同で、オール北海道の推進体制として「北海道知的財産戦略本部」を設置・運営するとともに、構成機関が一体となって各種施策を展開します。

また、経済のグローバル化の進展や近隣諸国の経済成長に伴い、海外との競争が激化し知的財産を活用した競争力強化の必要性が高まっていることから、地域団体商標や地理的表示(GI)保護制度などの活用について啓発するとともに、関係機関と連携して対応を推進します。

3 科学技術振興の環境づくり

(1) 道民が科学に親しむ機会の創出

道民が科学技術に触れ、親しむ機会を創出するため、企業や試験研究機関、教育機関等と連携・協力し、研究成果等の紹介や実験などの体験を通じて科学を楽しく学ぶことができる体験型科学イベント「サイエンスパーク」を開催します。

(2) 優れた研究開発等の顕彰

優れた発明や研究などを行い、道民生活の向上と地域産業の発展に寄与した個人又は団体に対して「北海道科学技術賞」や「北海道科学技術奨励賞」を贈呈するなど、優れた研究開発等を顕彰し、その功績を広く周知します。

4 地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）の運営支援

道総研が、道内外の様々な大学や研究機関などとの連携を図りながら、総合力を発揮し、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することができるよう、円滑な運営を支援します。